

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会事務局の什器等運搬業務契約書(案)

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長 阿部 守一（以下「発注者」という。）と
〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により役務に係る総価契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らし
てはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（役務の内容）

第2条 役務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 役務の名称

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会事務局の什器等運搬業務

(2) 役務の内容

別紙「信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会事務局の什器等運搬業務仕様書」（以
下「仕様書」という。）に基づき、什器等の運搬・配置を行う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会事務局（長野県長野市南長野幅下692-2）
ほか

（契約金額）

第3条 契約金額は、〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第4条 受注者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

2 発注者は、第6条第2項の規定により検査に合格し、納品書又は完了報告書の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

※契約保証金を免除する場合

第4条 契約保証金は、金〇〇〇〇円とし、財務規則第143条第 号の規定によりその納付は免除する。ただし、受注者が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する。

（役務の処理方法等）

第5条 受注者は、別添の仕様書に基づき役務を実施しなければならない。

2 受注者は、第1項の仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受け役務を実施しなければならない。

3 受注者は、発注者から請求があったときは、役務の進捗状況について発注者に報告しなければならない。

(役務完了報告及び検査)

第6条 受注者は、役務の完了後、10日以内に納品書又は完了報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の納品書又は完了報告書の提出があったときは、10日以内に受注者の立ち会いの上、検査を行わなければならない。

3 受注者が、前項の検査に立ち会わないときは、発注者は、検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

4 第2項の検査に合格しないときは、受注者は、当該検査不合格部分について再度その役務を履行し、発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。ただし、契約金額の増額又は期間の変更をすることはできない。

5 前2項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

(契約金の支払)

第7条 発注者は、前条の規定による検査の合格を通知後、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約金を支払うものとする。

2 発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第8条 受注者は、什器等の運搬にあたっては、汚損、破損等を防がなければならない。

2 この契約の履行の結果、受注者の責に帰すべき事由により生じた荷物の汚損、破損等による損害は、受注者の負担とする。

(権利義務の譲渡、承継)

第9条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、役務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、役務内容を変更することができる。

2 前項の場合、発注者と受注者が協議の上、契約金、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、第2条第3号に規定する期間内に役務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
 - (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
 - (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。
- （談合その他の不正行為による解除）

第12条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。
- （再委託契約に関する契約解除）

第12条の3 発注者は、この契約の受注者（再委託以降の全ての受注者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受注者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。
- （債務不履行の損害賠償）

第13条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第2条第3号に規定する期間内に役務を完了しないとき又は第6条第1項に規定する期限までに納品書又は完了報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から役務を完了した日又は納品書又は完了報告書を提出した日までの日数に応じ、契約金に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第7条第1項に規定する期限までに契約金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約金に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、第8条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第12条から第12条の3までの規定により契約が解除されたときは、第4条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 5 発注者は、前項の場合において、第4条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受注者は、第1項又は第4項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第14条 受注者は、第12条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第12条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第15条 受注者は、当該契約に係る役務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 住 所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
氏 名 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会
会長 阿 部 守 一 印

受注者 住 所 ○○○○
法 人 名 ○○○○
代表者職・氏名 ○○○○ ○○○○ 印